

# 電子帳簿保存法からみたコンピュータ会計とシステム監査

## Computerized Accounting and Systems Audits from The Viewpoint of Electronic Retention of Accounting Books Act

吉 田 洋  
Hiroshi YOSHIDA

本稿は、会計情報としての磁気帳票等の記録及び保存に着目し、ドイツ、アメリカの動向、電子帳簿保存法を中心とした電子帳簿制度の概要、電子帳簿保存に伴うシステム監査の必要性について考察したものである。「電子帳簿保存法」を情報システムの規制法であると考えれば、申請時にはシステム監査基準によるシステム監査を導入して審査の実行性を高める必要があることを主張した。あわせて、電子帳簿保存法の成立によりEDINETのような会計情報開示の電子化の推進に貢献できるかということについても十分な検討がなされなければならないとした。

キーワード：コンピュータ会計、電子帳簿保存法、システム監査、システム監査基準、監査証跡  
computerized accounting, electronic retention of accounting books act, systems audits, standards of systems audits, audit trail

### 1. はじめに

情報化の進展に伴って、会計業務をコンピュータで行う企業が一般的になった。すでに、諸外国では、帳簿の電磁的記録による保存を許容することを契機として、コンピュータ会計法規の整備を行ってきたという歴史的な経緯がある。

わが国では、つい最近まで商法や税法で帳簿書類の電磁的記録保存を認めておらず、かつ立法及び行政ともにコンピュータによる会計処理に配慮した記帳条件の整備に関心が薄かったこともあり、コンピュータ会計法規の整備を行ってこなかった。

しかし、平成10年になって、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」いわゆる「電子帳簿保存法」が制定され、帳簿書類の電磁的記録の保存が可能になった。また、電子商取引を行った場合、取引情報に係わる電磁的記

録の保存が義務づけられた。この法律は形式的には税法の特別法の形態をとっているが、実質的には、企業におけるコンピュータ会計の規制法であると考えられる。

本稿では、このような観点から会計情報としての磁気帳票等の記録及び保存に着目し、ドイツ、アメリカの動向、電子帳簿保存法を中心とした電子帳簿制度の概要、電子帳簿保存に伴うシステム監査の必要性について考察したい。

### 2. ドイツ、アメリカにおけるコンピュータ会計法規の整備状況

わが国の電子帳簿保存法を検討する前に、ドイツ、アメリカのコンピュータ会計法規の整備状況を概観する。

ドイツでは、1967年及び1969年の所得税リヒトリニ

エン第29条第6項によって、年度末に帳簿を完全に出力するという伝統的な形式で、EDV (elektronische Datenverarbeitung ; EDV) 会計が認められた。また、商法上は1976年の改正において、帳簿の電磁的保存の法的根拠が盛り込まれ、1977年に制定されたドイツ国税通則法にも1976年の商法改正に連動して帳簿の電磁的保存の法的根拠が整備されている。その後、コンピュータ会計の正規性を、実務上及び運用面において、より一層充実させるための措置として、1978年に「正規のコンピュータ簿記の諸原則 (Grundsätze ordnungsmäßiger Speicherbuchführung ; GoS)」が公布され、1995年には最新のものとして「正規のコンピュータ簿記システムの諸原則 (Grundsätze ordnungsmäßiger DV-gestützter Buchführungssysteme ; GoBS)」が公布されている。

他方、アメリカでは、1961年のニューヨークの事業会社法が、はじめて帳簿の電磁的保存を認めた。その後、1964年公布の内国歳入庁の「歳入手続64-12 (Revenue Procedure 64-12)」によりコンピュータ会計の整備が行われ、データ処理システムのための監査証跡を扱っている。同手続は、1986年の改正「歳入手続86-19」を経て、1991年、「歳入手続91-59」として公布されている。

両国のコンピュータ会計法規の整備状況の過程と通達、歳入手続の概要をまとめると図表1、2のようである<sup>1)</sup>。

### 図表1. ドイツにおけるコンピュータ会計法規の整備状況の過程と概要

- ① コンピュータ会計法規の整備状況の過程
  - 1967年、所得税法によるEDV会計の容認
  - 1976年、商法改正
  - 1977年、国税通則法による帳簿の電磁的保存の法的根拠の整備
  - 1978年、「正規のコンピュータ簿記の諸原則 (GoS)」公布
  - 1995年、「正規のコンピュータ簿記システムの諸原則 (GoBS)」公布
- ② 租税通則法通達「正規のコンピュータ簿記システムの諸原則 (GoBS)」の概要
  - 序論
  - 第1章 適用領域
    - コンピュータ簿記の正規性は、基本的に、手作業で

作成される簿記と同様の原理に基づき判断されなければならない。データ媒体としては、画像媒体の他に、特に機械的に見読可能なデータ媒体も含まれる。

### 第2章 証憑、仕訳帳及び勘定機能

コンピュータ簿記でも、取引が進行的にも、逆行的にも監査可能でなければならない。利用される情報処理プロセスは「処理プロセス」に入力されるすべての情報が把握され、かつ、もはやそれを隠蔽できるものでないことを保証しなければならない。合計数値を分解する場合には、個々の項目を明瞭に示さなければならない。

### 第3章 記録

一度なされた記帳は変更してはならない。誤った記帳は、訂正記帳または追加記帳により、効率的かつ追跡可能なように、修正されなければならない。したがって、一度遂行された記帳については、その後の事後の変更も、必然性も存在しない。

### 第4章 内部統制システム

コンピュータ簿記との関連における内部統制システムの目的は、記帳及び年次決算書の法律及び定款に対する適合性を確実にし、かつ企業の経済状態に関する全容が入手できるまでの、記帳義務者を支援することである。内部統制システムは記録の提供と財産保護から判定される。

### 第5章 データ保全

不正な情報取得に対するデリケートな企業情報の保護は、外部監査領域における書類の提出のためだけではなく、保護されているプログラム/データ検索不能、破壊及び盗難のリスクを回避することである。

### 第6章 文書化及び検証可能性

コンピュータ簿記の各システムについて、文書を作成しなければならない。プログラムの同一性を証明するため、プログラム記録文書が必要である。

### 第7章 保存期間

証憑機能を有するデータは基本的に6年間、データ及び基本帳簿機能または勘定機能を有するその他の必要な記録は基本的に10年間保存しなければならない。

### 第8章 データ媒体に記録された書類の再現

記帳義務者は、記憶された記帳、並びにその理解に必要な作業手引書及びその他の組織的書類をいかなる時でも相当な期間内に見読可能にすることを保証しなければならない。

### 第9章 責任

コンピュータ簿記の場合にも、記帳義務者だけが責

任を負う。

## 図表2. アメリカにおけるコンピュータ会計法規の整備状況の過程と概要

### ①コンピュータ会計法規の整備状況の過程

1961年、ニューヨーク事業会社法による帳簿の電磁的保存の容認

1964年、「内国歳入庁歳入手続64-12」発布（コンピュータ会計の整備）

1986年、「内国歳入庁歳入手続86-19」発布（上記64-12の改正）

1991年、「内国歳入庁歳入手続91-59」発布

### ②「内国歳入庁歳入手続91-59」の概要

#### 第1節 目的

この目的は納税者の記録が自動データ処理（Automatic Data Processing：ADP）システムに記録される場合に、内国歳入庁が必要不可欠と考える基本的要件を明記することにあるとしている。

#### 第2節 背景

納税者は、ADPシステムによって作成される機械感知記録の媒体は、その内容が重要なものである間は、その保管の義務が求められている。

#### 第3節 範囲

本歳入手続は、マイクロコンピュータ、データベース制御システム、電子データ交換技術を使用しているすべてのシステムを含むあらゆる型のデータ処理システムを包含するとしている。

#### 第4節 税務署長の権限

納税者が機械感知記録の保管の期限を限定できるかどうかを決定するために、所轄税務署長は記録評価を行うものとする。また、機械感知記録の真正性、見解可能性、完全性、一貫性を保つために、定期的に検査するものとする。

#### 第5節 機械感知記録に関する保存の必要要件

歳入法の定めにおいて、重要である、あるいは重要となり得るものである限り、すべての機械感知記録は、これを納税者が保管しておかなくてはならない。

#### 第6節 ハードコピーの記録保存必要要件に関する影響力

本手続に規定している以外には、本手続の条項は納税者から現行の法律及び規則が求める通常の事業

遂行において作成あるいは受理されるハードコピー記録の保管責任をまぬがれることはないとされている。（以下省略）

### 3. 電子帳簿保存法の制定と体系

帳簿記録については、商法32条において「公正なる会計慣行を斟酌」して会計帳簿を作成すると共に「整然かつ明瞭に記載すること」を要求している以外に定めはない。会計のコンピュータ化によって、コンピュータシステム内の磁気記憶装置に保存されている会計帳簿も法的に帳簿として認められるかという問題が生じたが、法定帳簿は7年保存、帳簿代用書類5年保存とし5年を経過した書類の保存はマイクロフィルムによる保存が認められるにすぎなかった。

また、法人税法においては、納税者に対して帳簿書類の保存義務を定めている（法人税法126条、150条の2）。さらに、「青色申告制度」では、現金出納帳、固定資産台帳、売掛金、買掛金、経費帳等が最低限備え付ける帳簿としてあげられているが、コンピュータ会計を意識している規定はなかった。つまり、帳簿書類は紙で保存することを前提としていたので、企業では情報化を進める一方で、紙による帳簿の作成、保存を余儀なくされていたのである。

このような背景から企業は政府に帳簿書類のデジタルデータによる保存を要望しており、平成7年3月、情報化に対応するための制度の見直しをはかる政府の規制緩和推進計画の一環として電子データによる帳簿保存等を推進項目とし、電子データ保存に関する検討を行うことを決定した。国税庁では、平成8年7月、国税審議官の私的研究会として「帳簿書類の保存等の在り方に関する研究会」を設置した。ここでの研究成果は平成9年3月、報告書「帳簿書類の保存等の在り方について」により公表され、帳簿書類の電子データ保存の必要性とそれを実施する場合における適性・公正な税負担の確保等の観点から条件整備の必要性を明らかにした。国税庁では、平成9年11月に「帳簿書類の保存等に係る税制改正要望について」を取りまとめた。これをベースに平成10年度税制改革において、電子帳簿保存法及び同施行規則制定がされたのである<sup>2)</sup>。この体系は、図表3. に示す通りである。

図表3. 電子帳簿保存法の体系

1. 電子帳簿保存法(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律)(以下法律とする)
2. 電子帳簿保存法施行規則(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則)(以下規則とする)
3. 電子帳簿保存法取扱通達(以下通達とする)
4. 電子帳簿保存法関係申請書類等の様式の制定について

この法規の特質は、すでに述べたドイツ、アメリカのコンピュータ会計法規と比較して、まずわが国のコンピュータ会計法規が、税法の特別法たる単独法で創設された点である。また、データ媒体への保存された帳簿書類の真实性を担保する詳細な条件が施行規則で規定されている点もあげられる。あわせて、後述する「遡及的な訂正・削除処理に関する担保措置」、「取引の追跡可能性」、「記録の検索可能性」といった事項がわが国の会計関連法規に初めて盛り込まれた条件も特筆すべき点である<sup>3)</sup>。

#### 4. 電子帳簿保存法の概要

電子帳簿保存法は11か条の条項と附則から成り立っている。その内容は用語の定義等、帳簿の電子化や電子計算機出力マイクロフィルムに関する条項、電子取引情報の保存に関する条項、申請に関する条項である。

##### (1) 対象となる帳簿書類

対象となる帳簿書類は、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する帳簿書類で、所轄税務署長の承認を受けたものである(法律第4条)。

##### (2) 電子保存の要件

電子保存の要件として、真实性の確保と可視性の確保があげられている。

##### ① 真实性の確保

###### a. 訂正加除の履歴

電子帳簿に係る電磁的記録の訂正または加除を行った場合に、その事実および内容を確認できる情報システムを使用しなければならない。(規則第3条第1項第1号イ)

##### b. 期間経過後の追加入力

電子帳簿に係る記録事項の入力を、通常の入力期間終了後に行う場合には、その事実を確認できるようにすることが要件となっている(規則第3条第1項第1号ロ)。

##### c. 帳簿間の整合性確保

電子帳簿の記録事項とこれに関連する国税関係帳簿(電子帳簿、マイクロフィルム、紙の帳簿)の記録事項との間で、相互にその関連性を確認することができるようにすることが要件となっている(規則第3条第1項第2号)。

##### d. システム処理に関するドキュメント

電子帳簿に係る処理過程がわかるように、システムの概要、開発に際して作成したドキュメント、システム操作説明書、事務手続きに関する書類といったシステム処理に関するドキュメントを備え付けることを定めている(規則第3条第1項第3号および通達4-11)。

##### ② 可視性の確保

###### a. 見読装置などの備付け

電子帳簿を備付け、保存する場所に、電子帳簿を見読するための装置として端末(コンピュータ)、プログラム、プリンタなどを備付けることが要件として定められている(規則第3条第1項第4号)。

###### b. 検索機能

電子帳簿の記録事項を検索できる機能の確保が定められている。検索機能は、次の要件を満たす必要がある(規則第3条第1項第5号)。その要件とは、主要な記録項目を検索条件にできること(通達4-15)、日付または金額に係る記録事項は範囲指定ができること(規則第3条第1項第5号ロ)、二以上の任意の項目を組み合わせて検索できること(通達4-16)である。

##### (3) 電子商取引に係るデータ保存

電子商取引に係るデータ保存についても規定されている。電子商取引とは、「取引情報(取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載されている事項をいう。)の授受を電磁的方式により行う取引」(法律第2条)を意味する。

また、電子商取引情報の保存については電子商取引を行う場合には、電子商取引に係る電磁的記録を保存

するか、書面または電子計算機出力マイクロフィルムの形で保存しなければならない(法律第10条)。

以上、簡潔に電子帳簿保存法を概観したが、直接には監査証跡という用語は用いていないものの、電子的な監査証跡の確保などは詳細に定められている。監査証跡とは、一般に次のようなことをいう<sup>4)</sup>。

監査証跡があれば、監査人はある取引記録が最終的に財務諸表のどの項目にまとめられたのか、あるいは財務諸表のある項目は、どの取引記録に基づいたものかこれで確認できる。手記システムによる会計処理では、監査人は、取引記録(証憑) ↔ 仕訳帳(伝票) ↔ 総勘定元帳 ↔ 財務諸表という順路で目で見ても会計帳簿の後をたどれば、取引を跡づけることができた。この場合、監査証跡は会計帳簿そのものであったわけである。

これに対して、会計処理をコンピュータで実施することになってから、コンピュータでしか読めない磁気テープ、磁気ディスクなど磁気媒体に記録が変化することが多くなり、その処理過程がブラックボックス化したため、処理のロジックを人間の視覚で確認することができなくなった。そのため、監査証跡がとくに問題とされるのである。現在では議論されることのない、コンピュータ会計の導入によって監査証跡が消滅するという、いわゆる、監査証跡消滅論である。

すでに、アメリカでは、監査証跡が充分検索できるようコンピュータ会計システムの設計を求めている。内国歳入庁手続64-12では、EDPシステムは会計データの明細、たとえば、請求書、証憑等を、要求があり次第、内国歳入庁に通知し、提出できるように設計された監査証跡を持たなければならない、と規定されている。記録は、いかなる取引をも最初の発生地点までさかのぼり、または、最終的な合計にまで追跡することができなければならない。取引の処理時にその印字出力が行なわれない場合、システムはこれらの取引を復元する能力を有しなければならない、と規定されている。なお、1986年には従来の内国歳入庁手続64-12は廃止され、内国歳入庁手続86-19ではデータベース管理システムを含むすべてのデータ処理システムに適用されることになった。

さて、「電子帳簿保存法」では監査証跡については極めて詳細に規定する一方、帳簿等の内容を電子保存し出力できるのであれば、帳簿等の電子保存にあたり、システムの構成、保存の媒体、保存形式、保存ファイ

ル等についてその具体的な内容について言及していない。電子化を認めたものの、システムの在り方として理想的な「電子帳簿書類システム」を予定するものではなく、一定の条件検索を実行でき、書面及びそれと同内容の画面出力ができることを前提とし、それが可能であれば他のことは問わないのである。さらには、税務調査に特に必要とされないデータのインテグリティやシステムのセキュリティなどは条文に規定せず、税務調査等に必要でなければそれでよいという考えである。つまり、「電子帳簿保存法」において本来の対象範囲に関わる領域のみを規定するのではなく、それに関わる情報システムの在り方についてもその法規としての規範性に留意すべきという見解もある<sup>5)</sup>。「電子帳簿保存法」は税法の特別法の形態をとっているが、本法を実質的に企業におけるコンピュータ会計ひいては情報システムの規制法であると考えたとすれば、後述するシステム監査の必要性と相まって情報システム関連法規としてさらなる議論が必要になる。

## 5. 電子帳簿保存法とシステム監査

法律第6条では、帳簿書類の備付けを開始する日の3ヶ月前の日までに、電子帳簿の種類、電子帳簿の作成に使用するコンピュータおよびプログラムの概要等を記載した申請書に必要な書類を添付して、所轄税務署長に提出しなければならないと定めている。この問題点は申請書及び添付書類による書面審査が主体である点であるから、実効性には大いに疑問が残るのである。

例えば、審査時の基準を考えると、省庁間の垣根はあるが、通商産業省(現経済産業省)のシステム監査基準の適用が考えられる<sup>6)</sup>。同省では、昭和62年1月、システム監査に関するガイドラインとして、「システム監査基準」を策定・公表している。つまり、先に述べた「電子帳簿保存法」で定められた要件について、申請する情報システムに対して、システム監査基準に基づき、システム監査人がシステム監査を行い監査報告書を添付し、その内容を税務署長が審査し承認する制度が必要なのではないか。その際、システム監査基準は「電子帳簿保存法」の要請により、なんらかの見直しや類似の基準が必要になってくることも考えられるが、とりわけ、電子帳簿保存法の大きな特徴である「一度作成した仕訳データは変更・削除ができないシステムであること」、「一度作成した仕訳データを変更・削除するときには、変更・削除履歴が残るシステムであること」については、書面審査のみでは特に疑

問が残る。通商産業省では昭和61年からシステム監査技術者試験を実施しており、さらにシステム監査を実施できる企業を外部システム監査を希望する企業を容易に知ることができるように、平成3年3月に「システム監査企業台帳に関する規則」(通商産業省告示第72号)を定め、システム監査企業台帳の閲覧制度が設けられている。「電子帳簿保存法」に基づいてシステム監査を実施すればシステム監査人の職域拡大に繋がるのではないかとと思われる。

会計情報開示の電子化への利用可能性についても検討がはからなければならない。すでにアメリカの「EDGARシステム (Electronic Data Gathering, Analysis and Retrieval System)」などでは電子メディアによる財務情報の開示が行われているし、わが国でも証券取引法の改正により、平成13年6月から、有価証券報告書などの金融庁(受理は財務局)への電子提出が開始され、平成16年6月からは、紙での提出が全廃されることとなっている。このような電子化は「EDINET (Electronic Disclosure for Investor's NETwork)」と呼ばれるコンピュータシステムにより実施される<sup>7)</sup>。

電子帳簿保存法の成立により、EDINETのような会計情報開示の電子化の推進に貢献できるかということについても十分な検討がなされなければならない。当然そこでは、情報の信頼性を担保するシステム監査の重要性が増してくると考えられる。

## 6. むすび

諸外国では、帳簿の電磁的記録による保存を許容することを契機として、コンピュータ会計法規の整備を行ってきたという歴史的な経緯がある。例えば、ドイツでは、1978年「正規のコンピュータ簿記の諸原則 (GoS)」, 1995年「正規のコンピュータ簿記システムの諸原則 (GoBS)」の発布である。また、アメリカでは、1964年「内国歳入庁歳入手続64-12」, 1991年「内国歳入庁歳入手続91-59」の発布である。

わが国では、諸外国よりかなり遅れ、平成10年になって、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」いわゆる「電子帳簿保存法」が制定され、帳簿書類の電磁的記録の保存が可能になった。また、電子商取引を行った場合、取引情報に係わる電磁的記録の保存が義務づけられた。

「電子帳簿保存法」では監査証跡については極めて

詳細に規定する一方、帳簿等の内容を電子保存し出力できるのであれば、帳簿等の電子保存にあたり、システムの構成、保存の媒体、保存形式、保存ファイル等についてその具体的な内容にまで言及していない。また、一定の条件検索を実行でき、書面及びそれと同内容の画面出力ができることを前提とし、それが可能であれば他のことは問わない。さらには、税務調査に特に必要とされないデータのインテグリティやシステムのセキュリティなどは条文に規定していない。つまり、税務調査等に必要でなければそれでよいという考えである。

これに対して、「電子帳簿保存法」において本来の対象範囲にかかわる領域のみを規定するのではなく、それに関わる情報システムの在り方についてもその法規としての規範性に留意すべきという見解もある。

「電子帳簿保存法」は税法の特別法の形態をとっているが、本法を実質的には、企業におけるコンピュータ会計ひいては情報システムの規制法であると考えとすれば、システム監査の必要性和相まって情報システム関連法規としてさらなる議論が必要になる。もしそうであるとすれば、申請時にはシステム監査基準に基づくシステム監査を導入して審査の実行性を高める必要があるのではないかと考える。

さらには、電子帳簿保存法の成立によりEDINETのような会計情報開示の電子化の推進に貢献できるかということについても十分な検討がなされなければならない。

## 注

- 1) 図表1. 2の作成では次の文献もあわせて参考にしている。  
松沢 智編著『コンピュータ会計法概論』, 中央経済社, 1998年。  
坂本孝司「ドイツとアメリカの最新コンピュータ会計法規」, 『TKC会報(3月号別冊)』, 1997年3月1日。
- 2) 戸田昭直「磁気帳簿についての一考察」, 『浜松短期大学研究論集』, 第54号, 1998年12月, 84-86頁。
- 3) 松沢 智編著, 前掲書, 43-44頁。
- 4) 吉田 洋「監査証跡概念の変化」, 『名古屋文理短期大学紀要』, 第19号, 1994年4月, 21頁。
- 5) 和貝享介「帳簿の電子化保存とシステム監査環境の諸問題」, 『システム監査』 Vol.13 No.1, 1999年9月, 81-88頁。
- 6) 情報システムに関する基準については、このほか

に情報システムコントロール協会 (ISACA) のシステム監査基準, 財務諸表監査に関する基準ではあるが, 国際会計士連盟 (IFAC) の国際監査実務委員会 (IAPC) が公表している国際監査基準の中にコンピュータ情報システム (CIS) に触れている部分がある。また, 日本公認会計士協会情報システム委員会告では, 研究報第14号「会計情報システムの一般的具備要件」平成8年10月1日を公表している。

- 7) 日本公認会計士協会の対応については次に詳しい。日本公認会計士協会情報システム委員会研究報告第19号「財務諸表及び監査報告書の電子化とその対応 (中間報告)」平成12年7月6日。